

◆妊娠から子育てまでの人は…

対象になる人・条件	手続きの 時期・期限	制 度 の 名 称 給付・補助などの内容	給付・交付の時期 処 理 期 間	リンク	担当窓口 連 絡 先
<p>特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦</p>	<p>治療費の支払及び治療が終了した年度内</p>	<p><b>【特定不妊治療の補助】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回の治療につき15万円まで(治療内容によっては7万5千円まで※)助成します。</li> <li>・1回目の特定不妊治療助成金申請については、助成上限額が30万円になります。 ※治療内容が「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施」、「採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止」の場合は助成額の上限が7万5千円になります。</li> <li>・初回の助成に係る治療の開始日において妻の年齢が40歳未満の場合は6回まで、40歳以上の場合は、3回まで助成します。年度による回数及び通算年度制限はありません。</li> </ul> <p><b>【男性不妊治療の補助】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回の治療につき15万円まで助成します。</li> <li>・特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法(T E S E)又は精巣上体内精子吸引採取法(M E S A)、その他精子を精巣又は精巣上体から直接採取するための手術(以下、「男性不妊治療」という。)が対象です。主治医の方針に基づき採卵前に実施された男性不妊治療で、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られなかった場合は男性不妊治療のみ助成します。</li> </ul> <p>特定不妊治療、男性不妊治療共に医療保険の適用外の費用が対象です。</p>	<p>申請を受け付けた翌月末</p>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>健康づくり課 434-9820 倉敷・児島・玉島・水島各保健福祉センター保健推進室、真備保健推進室 倉敷:434-9822 児島:473-4371 玉島:522-8113 水島:446-1115 真備:698-5111</p>

対象になる人・条件	手続きの 時期・期限	制 度 の 名 称 給付・補助などの内容	給付・交付の時期 処 理 期 間	リンク	担当窓口 連 絡 先
市内に住民登録のある妊婦 及び1歳未満の乳児	妊娠届出するとき、 または市内に転入し てきたとき	<p><b>【妊婦・乳児一般健康診査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の医療機関で妊娠中使える健康診査受診票(14回分)と、出生したお子さんが1歳の誕生日の月末までに使える健康診査受診票(3回)をおよこ健康手帳交付時にお渡しします。</li> <li>・県外の医療機関で受診する場合は、受診した後で費用(又は費用の一部)を倉敷市に請求できることがあります。</li> </ul>	県外医療機関で受診した費用の請求(償還払)については申請を受け付けた翌月末	<a href="#">⇒詳細はこちら</a>	健康づくり課 434-9820 倉敷・児島・玉島・ 水島各保健福祉 センター保健推進 室、真備保健推進 室
<p>出産後、退院したお母さんと赤ちゃん(1か月まで)で次のような不安や悩みのある人</p> <p>①産後 1 か月以内のお母さんで体の回復に不安がある人</p> <p>②育児(授乳や沐浴など)にとまどいがある人</p> <p>③産後の休養や栄養(乳房の手当てなど)に不安がある人</p>		<p><b>【産後ケア事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊又は日帰り入所による指導で利用期間は、宿泊は7泊まで、日帰りは5回までです。</li> <li>・利用施設 かねこ助産院 さくらんぼ助産院 たんぼぼ助産院 ほか</li> <li>・公費助成額 宿泊産後ケア1日(1泊2日)あたり12,000円、日帰り産後ケア1日あたり4,500円。</li> </ul> <p>※ただし、市民税均等割額以下の世帯の方は、宿泊産後ケア16,500円、日帰り産後ケア6,250円、生活保護世帯の方は、宿泊産後ケア21,000円、日帰り産後ケア8,000円です。</p> <p>※1日あたりの利用料金は、施設によって異なります。</p>	現物給付・申請され次第決定	<a href="#">⇒詳細はこちら</a>	倉敷:434-9822 児島:473-4371 玉島:522-8113 水島:446-1115 真備:698-5111

対象になる人・条件	手続きの 時期・期限	制 度 の 名 称 給付・補助などの内容	給付・交付の時期 処 理 期 間	リンク	担当窓口 連 絡 先
<p>国民健康保険加入者が出産したときの世帯主で、次のいずれかに該当する場合</p> <p>①出産費用が出産育児一時金の支給額未満の場合（差額がある場合）</p> <p>②出産育児一時金を直接病院などに支払われることを希望しない場合</p>	<p>出産日の翌日から2年以内</p>	<p><b>【出産育児一時金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一子につき42万円</li> <li>・死産、流産であっても妊娠12週以降であれば支給できます。</li> <li>・出産育児一時金を市から直接病院などに支払う仕組み（直接支払制度）や病院に受取を委任する仕組み（受取代理制度）を利用できますので、あらかじめまとまった出産費用を事前にご用意いただく必要はありません。</li> </ul>	<p>申請受付後、約3週間</p>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a> <a href="#">⇒申請書はこちら</a></p>	<p>国民健康保険課 426-3281 児島・玉島・水島 各保健福祉センター 一國保介護課、真備保健福祉課 児島：473-1114 玉島：522-8185 水島：446-1123 真備：698-5112</p>
<p>保険料に滞納がない国民健康保険加入者で、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれるが、出産費用の支払いが困難な人で、次のいずれかに該当する場合①出産予定日が1か月以内</p> <p>②妊娠4か月以上で出産し、出産費用の請求を受けているか、又は支払い済の場合</p>	<p>出産予定日の1か月前から出産育児一時金の申請を行うまで</p>	<p><b>【出産育児一時金の貸付】</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産育児一時金相当額の8割分を無利子で貸付 (出産育児一時金の支給時に相殺されます。)</li> </ul>	<p>申請受付後、約1週間</p>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>国民健康保険課 426-3281</p>

対象になる人・条件	手続きの 時期・期限	制度の名称 給付・補助などの内容	給付・交付の時期 処 理 期 間	リンク	担当窓口 連絡先
<p>児童の養育者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間:児童が15歳になった後、最初の3月31日までの間</li> <li>・所得による制限があります。</li> </ul>	<p>6月に現況届が必要</p>	<p><b>【児童手当】</b></p> <p>手当額（月額）</p> <p><b>【所得制限額未満の者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円</li> <li>・3歳～小学生（第1子・第2子） 10,000円</li> <li>・3歳～小学生（第3子以降） 15,000円</li> <li>・中学生 10,000円</li> </ul> <p><b>【所得制限額以上の者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童1人当たり（一律） 5,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付後、約1カ月で決定</li> <li>・2,6,10月の7日（7日が土・日の場合は直前の金融機関営業日）に前月分までの手当を振込</li> <li>・申請した日の属する月の翌月分から給付</li> </ul>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>子育て支援課 426-3314 児島・玉島・水島各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課</p> <p>児島:473-1119 玉島:522-8118 水島:446-1114 真備:698-5113</p>
<p>ひとり親家庭で、児童を監護している親又は養育者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間:児童が18歳になった後、最初の3月31日までの間（障がいのある場合は20歳未満）</li> <li>・所得による制限があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時</li> <li>・毎年度8月に現況届が必要</li> </ul>	<p><b>【児童扶養手当】</b></p> <p>手当額（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子 43,160円～10,180円</li> <li>・第2子 10,190円～5,100円を加算</li> <li>・第3子以降 1人につき6,110円～3,060円を加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月の翌月に状況確認の審査を行い、その月末に決定</li> <li>・1,3,5,7,9,11月の11日（11日が土・日・祝日の場合は直前の金融機関営業日）に前月分までの手当を振込</li> <li>・申請した日の属する月の翌月分から給付</li> </ul>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>児島:473-1119 玉島:522-8118 水島:446-1114 真備:698-5113</p>
<p>認定こども園・幼稚園・保育園などの施設を利用している方の世帯で、生計中心者の失業（自己都合の場合を除く）・疾病などにより収入が著しく減少した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時</li> <li>・毎年度必要</li> </ul>	<p><b>【施設利用料（保育料）の減免】</b></p> <p><b>再掲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の状況により、減額の割合、期間等が異なります。</li> </ul>	<p>申請受付後、約1カ月で決定</p>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>保育・幼稚園課 426-3311 児島・玉島・水島各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課</p> <p>児島:473-1119 玉島:522-8118 水島:446-1114</p>

対象になる人・条件	手続きの 時期・期限	制 度 の 名 称 給付・補助などの内容	給付・交付の時期 処 理 期 間	リンク	担当窓口 連 絡 先
					真備:698-5113
<p>経済的に就学困難な小学生・中学生の保護者</p> <p>・認定要件により審査があります。</p>	<p>・4月は24日 5月以降翌年1月までは毎月15日 ・在学中は毎年度必要 ・申請書は在学する学校を通じて提出してください。</p>	<p><b>【小学校就学援助】</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品費: 1年生……13,100円以内 2年生～…15,350円以内</li> <li>・給食費…保護者が負担する給食費</li> <li>・宿泊を伴う校外活動費…3,650円以内</li> <li>・新入学学用品費…50,600円(4月認定の1年生のみ, 入学前支給を受けた方は除く)</li> <li>・新入学学用品費の入学前支給…50,600円(翌年度に新小学1年生になる児童が対象で, 11月に受付予定)</li> <li>・修学旅行費…32,505円以内</li> <li>・指定する病気の医療費…保険診療の自己負担分</li> </ul> <p><b>【中学校就学援助】</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品費 1年生……24,800円以内 2年生～…27,050円以内</li> <li>・給食費…保護者が負担する給食費</li> <li>・宿泊を伴う校外活動費…6,150円以内</li> <li>・新入学学用品費…57,400円(4月認定の1年生のみ, 入学前支給を受けた方は除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月15日(4月のみ24日)までの申請は、申請月分から認定、それ以降の申請は翌月分から認定</li> <li>・支給は8月上旬、12月末、3月末に支給</li> <li>・修学旅行費は実施後、約2カ月後(ただし7月以降)に支給</li> </ul>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>学事課 426-3825</p>

対象になる人・条件	手続きの 時期・期限	制 度 の 名 称 給付・補助などの内容	給付・交付の時期 処 理 期 間	リンク	担当窓口 連 絡 先
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入学学用品費の入学前支給…57,400 円 (翌年度に新中学1年生になる生徒が対象で、11月に受付予定)</li> <li>・修学旅行費…90,450 円以内</li> <li>・指定する病気の医療費…保険診療の自己負担分</li> </ul>			
<p>市内に1年以上在住し、高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部専攻科、大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、および専修学校専門課程などに在学中か新年度に進学する人で経済的に修学困難な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考委員会による選考があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月下旬から4月中旬</li> <li>・毎年度、更新手続きが必要</li> <li>・応募が募集人数に達しない場合、追加募集を実施</li> </ul>	<p><b>【奨学金】再掲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校など…月 5,000 円</li> <li>・大学、短期大学、専修学校専門課程など…月 8,000 円</li> <li>・貸付制度もあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請締切日から約1カ月で採否を決定</li> <li>・支給は毎月20日 (初回は4, 5, 6月分をまとめて6月に支給)</li> </ul>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a> <a href="#">⇒申請書はこちら</a> (申請時期のみ掲載)</p>	<p>学事課 426-3825</p>
<p>父母などと死別した義務教育修了前児童の養育者で、生活保護世帯、又は生活保護世帯に準じる生活状況である場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時</li> <li>・理由発生の時から2年以内</li> </ul>	<p><b>【遺児激励金】再掲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学激励金(小・中学校入学時)……………1万円</li> <li>・卒業激励金(中学校卒業時)…………… 1万円</li> <li>・保護者死亡見舞金(義務教育就学中) ……………1万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4～6月申請分 7月下旬に決定、給付</li> <li>・7～3月申請分 申請受付後、約1カ月で決定、給付</li> </ul>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>子育て支援課 426-3314</p>

対象になる人・条件	手続きの 時期・期限	制 度 の 名 称 給付・補助などの内容	給付・交付の時期 処 理 期 間	リンク	担当窓口 連 絡 先
父又は母と死別した、義務教育就学中の児童の養育者	随時	<b>【遺児教育年金】</b> ・月額 1,500 円	・申請受付後、約1カ月で決定 ・3, 9月の25日(25日が土・日・祝日の場合は直前の金融機関営業日)に当月分までの手当を振込 ・申請した日の属する月の翌月分から給付	⇒詳細は <a href="#">こちら</a>	子育て支援課 426-3314 児島・玉島・水島各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課 児島:473-1119 玉島:522-8118 水島:446-1114 真備:698-5113
国民年金保険料の納付が困難な学生 ・本人の所得による制限など、条件による審査があります。 ・対象にならない学校があります。	・納付期限まで ※申請日から2年1カ月遡って申請可能 ・在学中は毎年度必要(4月～翌年3月) ・住民票がある市町村で申請してください。	<b>【国民年金保険料学生納付特例】</b> ・国民年金保険料の納付を猶予	申請受付後、約3カ月で、年金事務所から審査結果を送付	⇒詳細は <a href="#">こちら</a>	本庁・各支所市民課・市民係・市民税務係 本庁:426-3291 児島:473-1113 玉島:522-8112 水島:446-1112 庄 :462-1212 茶屋町:428-0001 船穂:552-5100 真備:698-1113
母子家庭の母、父子家庭の父であり、就労を目的とした教育訓練(雇用保険制度教育訓練給付の指定講座)を受講修了した人で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある場合	・受講開始日 10 日前までに講座指定申請が必要 ・受講修了後に支給申請	<b>【自立支援教育訓練給付金】</b> ・雇用保険による教育訓練給付金を受給できない人で、受講のために本人が支払った費用の60%支給(上限額20万円) ・雇用保険による教育訓練給付金を受給できる人で、受講のために本人が支払った費用の60%(上限額20万円)から教育訓練給付金を差し引いた額を支給	支給申請受付後、約1カ月で給付	⇒詳細は <a href="#">こちら</a>	子育て支援課 426-3358 児島・玉島・水島各保健福祉センター福祉課 児島:473-1119 玉島:522-8118 水島:446-1114

対象になる人・条件	手続きの 時期・期限	制 度 の 名 称 給付・補助などの内容	給付・交付の時期 処 理 期 間	リンク	担当窓口 連 絡 先
母子家庭の母、父子家庭の父であり、就労を目的とした資格(看護師、介護福祉士など)を取得するため修業中の人で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修業開始前から事前相談が必要</li> <li>・修業を開始した日以後に申請</li> </ul>	<p><b>【高等職業訓練促進給付金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上養成機関などで修業する場合に修業期間の全期間(上限4年)について支給。 市町村民税非課税世帯…月額100,000円 市町村民税課税世帯 ……月額70,500円 修業期間の最終学年のみ増額となります。</li> </ul>	審査終了した翌月の27日に給付	<a href="#">⇒詳細はこちら</a>	
母子家庭の母、父子家庭の父であり、就労を目的とした資格(看護師、介護福祉士など)を取得するため修業中の人で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了日から起算して30日以内</li> </ul>	<p><b>【高等職業訓練修了支援給付金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上養成機関などで修業する場合、修了後に一時金を支給 市町村民税非課税世帯…50,000円 市町村民税課税世帯 ……25,000円</li> </ul>	申請受付後、約1ヵ月で給付	<a href="#">⇒詳細はこちら</a>	
<p>20歳未満の心身障がい児の養育者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳1～3級を所持している児童</li> <li>・療育手帳A、B(Bは中度以上)に該当する児童</li> <li>・特別児童扶養手当1級又は2級に該当する児童</li> </ul>	随時	<p><b>【児童福祉年金】再掲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい児…月額2,000円</li> <li>・中度障がい児…月額1,500円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付後、約2ヵ月で決定</li> <li>・3、9月の25日(25日が土・日・祝日の場合は直前の金融機関営業日)に当月分までの手当を振込</li> <li>・申請した日の属する月の翌月分から給付</li> </ul>	<a href="#">⇒詳細はこちら</a>	<p>子育て支援課 426-3314 児島・玉島・水島 各保健福祉センター 福祉課、真備保健福祉課 児島:473-1119 玉島:522-8118 水島:446-1114 真備:698-5113</p>

対象になる人・条件	手続きの 時期・期限	制度の名称 給付・補助などの内容	給付・交付の時期 処 理 期 間	リンク	担当窓口 連絡先
<p>精神又は心身に重い障がいがある 20 歳未満の児童の養育者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳 1～3 級に該当する児童</li> <li>・療育手帳 A、B (B は中度以上) に該当する児童</li> <li>・精神障がいがある児童</li> <li>・児童福祉施設に入所していないこと</li> <li>・所得制限があります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時</li> <li>・毎年度、所得状況届が必要</li> </ul>	<p><b>【特別児童扶養手当】</b> <a href="#">再掲</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい児…月額 52,500 円</li> <li>・中度障がい児…月額 34,970 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付後、約 2 か月で決定</li> <li>・4, 8, 11 月の 11 日 (11 日が土・日・祝日の場合は直前の金融機関営業日) に前月分までの手当を振込 (11 月分の振込は当月分までを振込)</li> <li>・申請した日の属する月の翌月分から給付</li> </ul>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	
<p>入院養育が必要な 1 歳未満の未熟児</p>	<p>入院養育開始後、早急に</p>	<p><b>【未熟児養育医療】</b> <a href="#">再掲</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定医療機関での医療費、食事療養費を公費負担します。</li> <li>・世帯の所得の状況により、一部自己負担が必要です。</li> </ul>	<p>申請受付後、約 1 か月</p>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>保健課 434-9812</p>
<p>障がい回復効果が期待できる治療を受ける 18 歳未満の人</p>	<p>治療開始前</p>	<p><b>【自立支援医療（育成医療）】</b> <a href="#">再掲</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定医療機関での医療費を公費負担します。</li> <li>・原則、医療費の 1 割が自己負担になります。</li> </ul>	<p>申請受付後、約 1 か月</p>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>児島・玉島・水島各保健福祉センター保健推進室、真備保健推進室 児島：473-4371 玉島：522-8113 水島：446-1115 真備：698-5111</p>
<p>結核治療のため、長期入院が必要と認められる 18 歳未満の人</p>	<p>治療開始前</p>	<p><b>【結核児童療育】</b> <a href="#">再掲</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定療育機関での医療費と学習および療養生活に必要な日用品を給付します。</li> <li>・世帯の所得の状況により、一部自己負担が必要です。</li> </ul>	<p>申請受付後、約 3 週間</p>		

対象になる人・条件	手続きの 時期・期限	制 度 の 名 称 給付・補助などの内容	給付・交付の時期 処 理 期 間	リンク	担当窓口 連 絡 先
<p>小児慢性特定疾病(762 疾病)で国の認定基準に該当する18歳未満の人</p> <p>・20歳まで延長できる場合があります。</p>	<p>・随時 ・毎年度 10～12 月に更新</p>	<p><b>【小児慢性特定疾病医療支援】</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span></p> <p>・審査の結果認定されたものについて、医療受給者証を交付し、申請受付日以降の医療費、食事療養費(1/2自己負担)を公費負担 ・世帯の市民税(所得割)課税状況により自己負担額が異なります。</p>	<p>申請受付後、約2か月</p>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	
<p>小児慢性特定疾病医療受給者証所持者であって、他の補助により日常生活用具の給付が受けられない人</p>	<p>対象となる生活用具が必要になったとき(事前申請)</p>	<p><b>【小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付】</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span></p> <p>・日常生活用具(18種目)を給付 ・世帯の所得の状況により、自己負担が必要です。</p>	<p>申請受付後、約1ヶ月</p>		
<p>国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡した場合、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受給可</p> <p>※この場合の「子」とは、18歳到達年度の末日までの人、または20歳未満で1・2級の障害がある人です。</p> <p>※納付要件あり</p>	<p>随時 納付要件があるので、ご相談ください。</p>	<p><b>【遺族基礎年金】</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span></p> <p>年額 781,700 円+子の加算 子の加算 第1子・第2子 各 224,900 円 第3子以降 各 75,000 円</p> <p>※子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人当たりの年金額は、上記による年金額を子の数で除した額</p>	<p>死亡した人の死亡日の属する月の翌月から支給開始 ※子の年齢到達等まで受給可</p>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>本庁・各支所市民課・市民係・市民税務係 本庁:426-3291 児島:473-1113 玉島:522-8112 水島:446-1112 庄 :462-1212 茶屋町:428-0001 船穂:552-5100 真備:698-1113 倉敷東</p>

対象になる人・条件	手続きの 時期・期限	制 度 の 名 称 給付・補助などの内容	給付・交付の時期 処 理 期 間	リンク	担当窓口 連 絡 先
<p>・遺族基礎年金受給者</p> <p>※この場合の「子」は、18歳到達年度の末日までの人、または20歳未満で1・2級の障害がある人です。</p> <p>※所得による審査あり</p>	<p>日本年金機構へ認定の手続きが必要。初めて年金を請求する人へは年金請求書に同封してあります。</p>	<p><b>【遺族年金生活者支援給付金】<a href="#">再掲</a></b></p> <p>月額 5,030 円</p> <p>※子が受給する場合の、子 1 人当たりの給付金は、上記による給付金を子の数で除した額</p>	<p>条件を満たす限り、継続して受給可</p>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>年金事務所 TEL086-423-6150 倉敷西 年金事務所 TEL086-523-6395</p>
<p>国民年金第1号被保険者</p> <p>※厚生年金加入者、厚生年金に加入している被扶養配偶者(3号)は該当しません</p>	<p>・出産予定日の6カ月前から届け出可能(出産後でも届け出可能)</p> <p>出産予定の分かる書類(おやこ健康手帳等)をご持参ください。</p>	<p><b>【産前産後期間の国民年金保険料免除制度】</b></p> <p>産前産後免除期間の国民年金保険料が全額免除(全額納付したとして反映されます)</p>	<p><b>【単胎妊娠の場合】</b> 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4カ月間</p> <p><b>【多胎妊娠の場合】</b> 出産予定日又は出産日が属する月の3カ月前から6カ月間</p>	<p><a href="#">⇒詳細はこちら</a></p>	<p>本庁・各支所市民課・市民係・市民税務係</p> <p>本庁:426-3291 児島:473-1113 玉島:522-8112 水島:446-1112 庄 :462-1212 茶屋町:428-0001 船穂:552-5100 真備:698-1113 倉敷東 年金事務所 TEL086-423-6150 倉敷西 年金事務所 TEL086-523-6395</p>